

1 1月の生活保護における先発医薬品調剤状況報告書の提出について

神戸市保健福祉局生活福祉部保護課
一般社団法人 神戸市薬剤師会

平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法改正により、生活保護受給者について医師が後発医薬品の使用を認めた場合は、原則として後発医薬品を調剤していただくことになりました。法律改正後の状況把握をするため、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

1 取組み内容

(1) 報告対象

前は、11 品目が対象でしたが、今回は生活保護の医療扶助で、先発医薬品を調剤した「全品目」が対象となります（ただし、医師が後発医薬品への変更を不可とする銘柄名処方をしている場合は除きます。）。

(2) 報告様式が変更となっています！

- ①処方の種別（一般名処方、変更可の銘柄名処方）が追加されました。
- ②先発医薬品を調剤した事情等の項目が変更になっています。
- ③レセプトに先発医薬品の調剤理由を記載した場合も、報告様式による提出をお願いします。
- ④「4その他の理由」欄は自由記載です。

(3) 報告は神戸市薬剤師会をお願いします！

12月20日までに神戸市薬剤師会へFAXをお願いします。

全指定薬局(非会員薬局様含む)からの報告が必須です。

報告対象の受給者がいない場合も「報告対象なし」に〇をして送付して下さい。

2 神戸市（医療扶助）における後発医薬品使用割合

みなさまのご協力により、平成 26 年 6 月の取組み開始時から使用割合が大幅に増加しました。

調剤月	H26.6	H27.5	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10	H30.5
使用割合	60.96%	67.11%	72.00%	73.30%	74.92%	74.00%	79.11%

※神戸市平均：79.16%（H30.4）が最高値。

- ①指標：（後発医薬品／後発医薬品が存在する医薬品＋後発医薬品）での算出
- ②国が設定する使用割合の目標：平成 32 年度中に 80%を達成

3 お問い合わせ先

後発医薬品使用促進の取組みについては、神戸市 保健福祉局生活福祉部 保護課 医療係
（電話：322-5202）、個々の受給者に関する場合は、各福祉事務所へお問合せください。

提出先：神戸市薬剤師会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-4-3 兵庫県薬剤師会館 7階
TEL：078(366)5593 FAX：078(366)5640

報告様式や本取組については、神戸市のホームページ（<http://www.city.kobe.lg.jp/>）にて
ご確認ください。 で